

第 1 章 情報セキュリティ基本方針

1. 目的

本基本方針は、市立小中学校を含む本市が保有する教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 教育情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 教育情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 教育情報セキュリティポリシー

本基本方針及び教育情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない正確かつ完全な状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3. 対象とする脅威

教育情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、教育情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) サイバー攻撃をはじめとする部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・盗難・改ざ

- ん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 教育情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による教育情報資産の漏えい・破壊・消去等
 - (3) 地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障等によるサービス及び業務の停止等
 - (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
 - (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等の提供サービスの障害からの波及等

4. 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

本市が保有する教育情報資産及びこの情報資産に接する職員（会計年度任用職員及び臨時的職員等を含む。以下同じ。）及び外部委託事業者等に適用する。

(2) 教育情報資産の範囲

本基本方針が対象とする教育情報資産は、次のとおりとする。

- ①ネットワーク、教育情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ②ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5. 教職員等の遵守義務

常勤・非常勤を問わずすべての教職員（以下「教職員」という。）は、教育情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行における情報資産の利用に当たって、教育情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

6. 教育情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の教育情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本市の教育情報資産について、教育情報セキュリティ対策を推進する本市及び教育委員会事務局内で組織体制を確立する。

(2) 教育情報資産の分類と管理

本市の保有する教育情報資産を重要性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 物理的セキュリティ

サーバ等、電算室等、通信回線等及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

教育情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用におけるセキュリティ

教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

7. 教育情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて教育情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8. 教育情報セキュリティポリシーの見直し

教育情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び教育情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

9. 教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

10. 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、個々の情報資産の教育情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市教育委員会事務局の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。